

自主点検表【訪問介護相当サービス・生活支援型訪問サービス】
(令和8年6月版)

●チェックポイントに対する「評価」欄の記入要領(例)

・満たしている	…	○
・一部満たしていない	…	△
・満たしていない	…	×
・該当なし	…	—

※満たしていないものがあつた場合、「評価」欄に その内容を記載すること。

事業所名	
点検年月日	
記入者	

●凡例

平29宇告44	…	「宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」(平成29年3月31日 宇治市告示第44号)
平29宇告45	…	「宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」(平成29年3月31日 宇治市告示第45号)
平29宇告47	…	「宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱」(平成29年3月31日 宇治市告示第47号)
法	…	介護保険法

老企第25号 … 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

【訪問介護相当サービス・生活支援型訪問サービス共通】

0 総則

項目	基準	根拠条文	評価
1 事業の一般原則	① 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	平29宇告44第3条	
	② 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	平29宇告45第3条	
	③ 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。		
	④ 事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。		
	※ サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。 この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE:Long-term careInformation system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。 (老企第25号 第3の一の3(1))		
	⑤ 事業者は、法人でなければならない。		
2 暴力団員等の排除	① 事業所の従業者は、宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であつてはならない。	平29宇告44第4条	
	② 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。	平29宇告45第4条	

【訪問介護相当サービス】

1 基本方針

項目	基準	根拠条文	評価
1 基本方針	訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	平29宇告44第5条	

【訪問介護相当サービス】

2 人員に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 従業者の員数	① 事業者が事業所ごとに置くべき訪問介護員等（サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に規定する養成研修修了者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法（事業所の訪問介護員等の勤務延時間数を当該事業所において常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の訪問介護員等の員数を常勤の訪問介護員等の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、2.5以上とする。 ② 事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該事業者が訪問介護事業者（介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号。以下「京都府指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と訪問介護（京都府指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問介護相当サービス及び訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。 ③ ②に規定する利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 ④ ②に規定するサービス提供責任者（以下「サービス提供責任者」という。）は介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者であつて、専らサービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年宇治市条例第15号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）、夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第46条第1項に規定する夜間対応型訪問介護事業所をいう。）又は生活支援型訪問サービス事業所（宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第45号）第4条第1項に規定する生活支援型訪問サービス事業所をいう。）に従事することができる。 ⑤ ②の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。 ⑥ 事業者が訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、①～④に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	平29宇告44第6条	
2 管理者	① 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	平29宇告44第7条	

【生活支援型訪問サービス】

1 基本方針

項目	基準	根拠条文	評価
1 基本方針	生活支援型訪問サービスの事業は、利用者の状態を踏まえながら、日常生活に必要な調理、洗濯、掃除等の家事について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	平29宇告45第5条	

【生活支援型訪問サービス】

2 人員に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 従業者の員数	① 事業者が事業所ごとに置くべき従業者（生活支援型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に規定する養成研修修了者又は市長が指定する研修受講者をいう。以下同じ。）の員数は、生活支援型訪問サービスの事業を適切に行うために必要と認められる数とする。	平29宇告45第6条	

項目	基準	根拠条文	評価
	② 事業者は、事業所ごとに、従業者のうち、利用者（生活支援型訪問サービス事業者が訪問介護事業者（介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号。以下「京都府指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、生活支援型訪問サービス事業者の事業と訪問介護（京都府指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該サービスにおける生活支援型訪問サービス及び訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。		
	③ ②に規定する利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。		
	④ ②に規定する訪問事業責任者（以下「訪問事業責任者」という。）は介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者であつて、生活支援型訪問サービスに従事するものをもつて充てなければならない。		
	⑤ 事業者が訪問介護事業者又は訪問介護相当サービス事業者（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第3条第1項に規定する訪問介護相当サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、生活支援型訪問サービスの事業と訪問介護の事業又は生活支援型訪問サービスの事業と訪問介護相当サービス（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第2条第1号に規定する訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準又は指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、①～④に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		
2 管理者	事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	平29字告45 第7条	

【訪問介護相当サービス】

3 設備に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 設備及び備品等	① 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。	平29字告44 第8条	
	② 事業者が訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、①に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		

【生活支援型訪問サービス】

3 設備に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 設備及び備品等	① 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。	平29字告45 第8条	
	② 事業者が訪問介護事業者又は訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、生活支援型訪問サービスの事業と訪問介護の事業又は生活支援型訪問サービスの事業と訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、京都府指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準又は指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、①に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		

【訪問介護相当サービス・生活支援型訪問サービス共通】

4 運営に関する基準①

項目	基準	根拠条文	評価
1 内容及び手続の説明及び同意	① 事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、18に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	平29字告44 第9条 平29字告45 第9条	

項目	基準	根拠条文	評価
	② 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、①の規定による文書の交付に代えて、④で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 電子情報処理組織を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された①に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに①に規定する重要事項を記録したものを交付する方法		
	③ ②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族が②一ア及びイ並びに二に規定するファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。		
	④ 事業者は、②の規定により①に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 ②各号に掲げる方法のうち事業者が使用するもの 二 ②一ア及びイ並びに二に規定するファイルへの記録の方式		
	⑤ ⑤の承諾を得た事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、①に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び④の承諾をした場合は、この限りでない。		
2 提供拒否の禁止	事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。	平29字告44第10条 平29字告45第10条	
3 サービス提供困難時の対応	事業者は、事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る 介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業をいう。第16条において同じ。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」と総称する。） への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	平29字告44第11条 平29字告45第11条	
4 受給資格等の確認	① 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に規定する様式第1の質問項目に対する回答の結果に基づき、様式第2に掲げるいずれかの基準（以下「基本チェックリスト」という。）の該当の有無及びその有効期間を確認するものとする。 ② 事業者は、①の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。	平29字告44第12条 平29字告45第12条	
5 要支援認定等の申請に係る援助	① 事業者は、サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基本チェックリストの該当の有無の判断（以下「要支援認定等」という。）を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	平29字告44第13条 平29字告45第13条	

項目	基準	根拠条文	評価
	② 事業所は、介護予防支援（法第8条の2第16項に規定する介護予防支援をいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要があると認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。		
6 心身の状況等の把握	事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る 介護予防支援事業者等 が開催するサービス担当者会議（宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第38号。以下「 指定介護予防支援等基準条例 」という。）第25条第3項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	平29字告44第14条 平29字告45第14条	
7 介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携	① 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る 介護予防支援事業者等 その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	平29字告44第15条 平29字告45第15条	
	② 事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る 介護予防支援事業者等 に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。		
8 第1号事業支給費の支給を受けるための援助	事業者は、サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画（以下「介護予防サービス計画等」と総称する。）の作成を 介護予防支援事業者等 に依頼する旨を本市に届け出ること等により、第1号事業支給費（法第115条の45の3第2項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の支給を受けることができる旨を説明すること、 介護予防支援事業者等 に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費を受けるために必要な援助を行わなければならない。	平29字告44第16条 平29字告45第16条	
9 介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供	事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿ったサービスを提供しなければならない。	平29字告44第17条 平29字告45第17条	
10 介護予防サービス計画等の変更の援助	事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る 介護予防支援事業者等 への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	平29字告44第18条 平29字告45第18条	
11 身分を証する書類の携行	事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	平29字告44第19条 平29字告45第19条	
12 サービスの提供の記録	① 事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。	平29字告44第20条 平29字告45第20条	
	② 事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。		
13 利用料等の受領	① 事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。以下同じ。）に該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料（第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該サービスに係る費用基準額（宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に要する費用の額に関する要綱（平成29年宇治市告示第47号）第2条の規定により算定した費用の額（その額が現にサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額）をいう。以下同じ。）から当該事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	平29字告44第21条 平29字告45第21条	
	② 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。		

項目	基準	根拠条文	評価
	③ 事業者は、①・②の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。 ④ 事業者は、③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。		
14 証明書の交付	事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	平29字告44第22条 平29字告45第22条	
15 同居家族に対するサービス提供の禁止	事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせてはならない。	平29字告44第23条 平29字告45第23条	
16 利用者に関する本市等への通知	事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市及び当該利用者の保険者に通知しなければならない。 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、支援の程度の増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によつて第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。	平29字告44第24条 平29字告45第24条	
17 緊急時等の対応	従業者は、現にサービスの提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	平29字告44第25条 平29字告45第25条	
18 運営規程	事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域 六 個人情報の取扱い 七 緊急時等における対応方法 八 虐待の防止のための措置に関する事項 ※ 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。 （老企第25号 第3の一の3(19)） 九 その他運営に関する重要事項	平29字告44第27条 平29字告45第27条	
19 勤務体制の確保等	① 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。 ② 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によつてサービスを提供しなければならない。 ③ 事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 ④ 事業者は、適切なサービスを提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	平29字告44第29条 平29字告45第28条	

項目	基準	根拠条文	評価
	※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人では対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。 （老企第25号 第3の一の3(21)）		
20 業務継続計画の策定等	① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	平29字告44第29条の2 平29字告45第28条の2	
	※ 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定訪問介護の提供を受けられるよう、指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、居宅基準第30条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。		

項目	基準	根拠条文	評価
	イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 （ 老企第25号 第3の一の3(22) ）		
	② 事業者は、訪問介護員等（生活支援型訪問サービス従業者）に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 ※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 （ 老企第25号 第3の一の3(22) ）		
	③ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。		
21 衛生管理等	① 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	平29字告44第30条	
	② 事業者は、事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	平29字告45第29条	
	③ 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 ※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとする。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられ者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。		

項目	基準	根拠条文	評価
	ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等その他の従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 （ 老企第25号 第3の一の3(23) ）		
22 掲示	① 事業者は、事業所の見やすい場所に、18に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 ※ 事業者は、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定訪問介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものである。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 訪問介護員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 （ 老企第25号 第3の一の3(24) ）	平29字告44 第31条 平29字告45 第30条	
	② 事業者は、重要事項を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、①の規定による掲示に代えることができる。 ※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで①の掲示に代えることができることを規定したものである。 （ 老企第25号 第3の一の3(24) ）		
	③ 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 ※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。（令和7年3月31日までの間は、努力義務） （ 老企第25号 第3の一の3(24) ）		
23 秘密保持等	① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	平29字告44 第32条	
	② 事業者は、事業所の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	平29字告45 第31条	
	③ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。		
24 広告	事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。	平29字告44 第33条 平29字告45 第32条	

項目	基準	根拠条文	評価
25 不当な働きかけの禁止	事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に際し、介護予防支援事業者等の担当職員等(条例第5条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。)又は居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを当該介護予防サービス計画等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。 ※ 介護予防支援事業者等に対する利益供与に当たらない場合であっても、サービス事業者が、ケアプラン等の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等又は被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることなどの不当な働きかけを行ってはならないこととしたものである。具体的には、例えば、サービス事業者と介護予防支援事業者等が同一法人等である場合や同一の建物等に所在する場合において、当該利用者の状況を勘案することなく、自らが提供するサービスをケアプラン等に位置付けるよう働きかけるような場合が該当する。 (老企第25号 第3の一の3(26))	平29字告44第33条の2 平29字告45第32条の2	
26 介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止	事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	平29字告44第34条 平29字告45第33条	
27 苦情処理	① 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ※ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。 (老企第25号 第3の一の3(28)) ② 事業者は、①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ③ 事業者は、提供したサービスに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは出頭の求め又は本市の職員による質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④ 事業者は、本市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を本市に報告しなければならない。 ⑤ 事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑥ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	平29字告44第34条 平29字告45第33条	
28 地域との連携等	① 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ② 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めなければならない。 ※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要支援者等にサービスを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要支援者等のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要支援者等にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。 (老企第25号 第3の一の3(29))	平29字告44第36条 平29字告45第35条	
29 事故発生時の対応	① 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の保険者及び家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ※ 事故発生時の対応は、「介護サービスの提供により事故等が発生した場合の宇治市への報告に関する要項」により行うこと。	平29字告44第37条 平29字告45第36条	

項目	基準	根拠条文	評価
	② 事業者は、①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。		
	③ 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。		
30 虐待の防止	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	平29字告44第37条の2 平29字告45第36条の2	
	※ 虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ・虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手段が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号） 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		

項目	基準	根拠条文	評価
	② 虐待の防止のための指針（第2号） 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号） 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号） 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 （ 老企第25号 第3の一の3(31) ）		
31 会計の区分	事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	平29字告44第38条 平29字告45第37条	
32 記録の整備	① 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ② 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 12②の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 二 5運営に関する基準④九の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 三 16の規定による本市等への通知に係る記録 四 27②の規定による苦情の内容等の記録 五 29②の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 六 5運営に関する基準②の規定による個別計画 ③ 事業者は、13に規定する利用料等の受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	平29字告44第39条 平29字告45第38条	
33 事業の廃止又は休止の届出及び便宜	① 事業者は、当該サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次の各号に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。 一 廃止し、又は休止しようとする年月日 二 廃止し、又は休止しようとする理由 三 現にサービスを受けている者に対する措置 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間 ② 事業者は、①の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、その者に係る介護予防支援事業者等、他のサービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。	平29字告44第43条 平29字告45第42条	
34 電磁的記録等	① 事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、指定訪問介護相当サービス等基準等要綱（平成29年宇治市告示第44号）又は指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱（平成29年宇治市告示第45号）において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。）は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	平29字告44第62条 平29字告45第61条	

項目	基準	根拠条文	評価
	※ 電磁的記録について 事業者及びサービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、居宅基準第217条第1項及び予防基準第293条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 （老企第25号 第5の1）		
②	事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この要綱において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得た場合に限り、書面により行うことに代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができる方法)を用いることができる。		
	※ 電磁的方法について 利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。 (1) 電磁的方法による交付は、居宅基準第8条第2項から第6項まで及び予防基準第49条の2第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。 (4) その他、居宅基準第217条第2項及び予防基準第293条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 （老企第25号 第5の2）		

項目	基準		根拠条文	評価	
【訪問介護相当サービス】					
5 運営に関する基準②					
項目	基準		根拠条文	評価	
1 管理者及びサービス提供責任者の責務	①	管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。	平29字告44 第26条		
	②	管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。			
	③	サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 一 訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 三 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと 四 サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。 五 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 六 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 七 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 八 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 九 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。			
	※ サービス提供責任者は介護予防支援事業者等に対して、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこととされているが、情報の提供は、サービス担当者会議等を通じて行うことも差し支えない。必要な情報の内容については、例えば、 ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している ・薬の服用を拒絶している ・使いきらないうちに新たに薬が処方されている ・口臭や口腔内出血がある ・体重の増減が推測される見た目の変化がある ・食事量や食事回数に変化がある ・下痢や便秘が続いている ・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない 等の利用者の心身又は生活状況に係る情報が考えられるが、介護予防支援事業者等に対して情報提供の内容は、サービス提供責任者が適切に判断することとする。なお、必要な情報の提供については、あらかじめ、サービス担当者会議等で介護予防支援事業者等と調整しておくことが望ましい。 なお、サービス提供責任者は、利用者に対して適切なサービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的に捉えるのではなく、事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならない。 （老企第25号 第3の一の3(17)）				
	2 介護等の総合的な提供	事業者は、事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあつてはならない。		平29字告44 第28条	
	3 訪問介護相当サービスの基本取扱方針	①	サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。	平29字告44 第40条	
		②	事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		
		③	事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。		
		④	事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。		
		⑤	事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。		

項目	基準	根拠条文	評価
4 サービスの 具体的取扱方 針	① サービスの方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。 一 サービスの提供に当たっては、主治の医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。 二 サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス個別計画（以下この章において「個別計画」という。）を作成するものとする。 三 個別計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。 四 サービス提供責任者は、個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 五 サービス提供責任者は、個別計画を作成した際には、当該個別計画を利用者に交付しなければならない。 六 サービスの提供に当たっては、個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。 七 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 八 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 十 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。 十一 サービス提供責任者は、個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。 十二 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。 十三 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別計画の変更を行うものとする。 十四 一から十二までの規定は、前号に規定する個別計画の変更について準用する。	平29字告45 第41条	
5 サービスの 提供に当たつ ての留意点	サービスの提供に当たっては、介護予防の効果을最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。 一 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成27年宇治市規則第6号）第6条第9号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業による支援において把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。 二 事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域の住民による自主的な取組等による支援並びに他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。	平29字告44 第42条	

項目	基準	根拠条文	評価
【生活支援型訪問サービス】			
5 運営に関する基準②			
項目	基準	根拠条文	評価
1 管理者及び訪問事業責任者の責務	① 管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。	平29字告45 第26条	
	② 管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。		
	③ 訪問事業責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 一 生活支援型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 三 介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定生活支援型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況その他の利用者の生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。 四 サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。 五 従業者（訪問事業責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 六 従業者の業務の実施状況を把握すること。 七 従業者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 八 従業者に対する研修、技術指導等を実施すること。 九 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。		
2 生活支援型訪問サービスの基本取扱方針	① サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。	平29字告45 第39条	
	② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。		
	③ 事業者は、サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。		
	④ 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。		
	⑤ 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。		
3 サービスの具体的な取扱方針	① サービスの方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。 一 サービスの提供に当たっては、主治の医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。 二 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した生活支援型訪問サービス個別計画（以下この章において「個別計画」をいう。）を作成するものとする。 三 個別計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。 四 訪問事業責任者は、個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。	平29字告44 第40条	

項目	基準	根拠条文	評価
	五 訪問事業責任者は、個別計画を作成した際には、当該個別計画を利用者に交付しなければならない。 六 サービスの提供に当たっては、個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。 七 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 八 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 九 八の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 十 訪問事業責任者は、個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。 十一 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。 十二 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別計画の変更を行うものとする。 十三 一から十一までの規定は、前号に規定する個別計画の変更について準用する。		
4 サービスの提供に当たつての留意点	① サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次の各号に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。 一 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成27年宇治市規則第6号）第6条第9号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業による支援において把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。 二 事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域の住民による自主的な取組等による支援並びに他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。	平29字告45第41条	

【訪問介護相当サービス】

6 サービス費用算定に関する基準

項目	基準	根拠条文	評価
1 第1号事業に要する費用の額	① 第1号事業に要する費用の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める1単位の単価に、別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。 一 訪問介護相当サービス（宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年宇治市告示第43号。以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1号ア（ア）に規定する訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。） 10,42円 ア 訪問介護相当サービス費（Ⅰ） 1,176単位 イ 訪問介護相当サービス費（Ⅱ） 2,349単位 ウ 訪問介護相当サービス費（Ⅲ） 3,727単位	平29字告47第2条 平29字告47第2条別表(1)注1	
	② ①の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。		

項目	基準	根拠条文	評価
	③ 利用者に対して、訪問介護相当サービス事業所（宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第44号。以下「指定訪問介護相当サービス等基準等要綱」という。）第4条第1項に規定する訪問介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第6条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が訪問介護相当サービス（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第2条第1号に規定する訪問介護相当サービスをいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者が行う身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。）を除く。次の各号を除き、以下同じ。）を行った場合に、当該各号に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。 (1) 訪問介護相当サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画等（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第16条に規定する介護予防サービス計画等をいう。以下同じ。）において1週に1回程度の指定訪問介護相当サービスが必要とされた者 (2) 訪問介護相当サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の訪問介護相当サービスが必要とされた者 (3) 訪問介護相当サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画等において前号に掲げる回数の程度を超える訪問介護相当サービスが必要とされた者（その要支援状態区分（法第7条第2項に規定する要支援状態区分をいう。）が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者（以下「要支援2」という。）に限る。）		
2 高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第2号に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平29宇告47 第2条別表(1) 注3	
3 業務継続計画未策定減算	厚生労働大臣が定める基準第2号の2に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平29宇告47 第2条別表(1) 注4	
4 事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合の減算	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、厚生労働大臣が定める基準に第3号の2に規定する基準に該当する事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。	平29宇告47 第2条別表(1) 注5	
5 特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)各号に規定する地域に所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と届出を行うおうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合に於ては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により、市長に対し、厚生労働省老健局長(以下「老健局長」という。)が定める様式による届出を行った事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等がサービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。	平29宇告47 第2条別表(1) 注6	

項目	基準	根拠条文	評価
6 中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号。以下「中山間地域等の地域」という。）第1号に規定する地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人 以下であつて、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行つた事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等がサービスを行つた場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。	平29宇告47 第2条別表(1) 注7	
7 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所の訪問介護員等が、中山間地域等の地域第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。次号において同じ。）を越えて、サービスを行つた場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	平29宇告47 第2条別表(1) 注8	
8 サービス種類相互の算定関係	① 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護（法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、介護予防小規模多機能型居宅介護（同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）、介護予防認知症対応型共同生活介護（同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）、生活支援型訪問サービス又は住民主体型生活支援事業（総合事業実施要綱第4条第1号ア（ウ）に規定する住民主体型生活支援事業をいう。以下同じ。）を受けている間は、訪問介護相当サービス費は、算定しない。	平29宇告47 第2条別表(1) 注9	
	② 利用者が1の訪問介護相当サービス事業所においてサービスを受けている間は、当該訪問介護相当サービス事業所以外の訪問介護相当サービス事業所がサービスを行つた場合に、訪問介護相当サービス費は、算定しない。	平29宇告47 第2条別表(1) 注10	
9 初回加算	事業所において、新規に訪問介護相当サービス個別計画（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第41条第2号に規定する訪問介護相当サービス個別計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回のサービス行つた日の属する月にサービスを行つた場合又は当該事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回のサービスを行つた日の属する月にサービスを行つた際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき200単位を加算する。	平29宇告47 第2条別表(1) エ	
10 生活機能向上連携加算	（ア）生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位 サービス提供責任者（指定訪問介護相当サービス等基準等要綱第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。病院にあつては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この8において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス個別計画を作成し、当該訪問介護相当サービス個別計画に基づく指定訪問介護相当サービスを行つたときは、初回の当該指定訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。 （イ）生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス個別計画を作成した場合であつて、当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護相当サービス個別計画に基づく指定訪問介護相当サービスを行つたときは、初回の当該指定訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、（ア）に掲げる所定単位数を算定している場合は、算定しない。	平29宇告47 第2条別表(1) オ	

項目	基準	根拠条文	評価
11 口腔連携強化加算	厚生労働大臣が定める基準第3号の3に規定する基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。))又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。	平29宇告47 第2条別表(1) カ	
12 介護職員等処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準第130号において準用する第48号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 1から11までの規定により算定した単位数の1000分の270に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 1から11までの規定により算定した単位数の1000分の287に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 1から11までの規定により算定した単位数の1000分の249に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 1から11までの規定により算定した単位数の1000分の266に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から11までの規定により算定した単位数の1000分の207に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から11までの規定により算定した単位数の1000分の170に相当する単位数	平29宇告47 第2条別表(1) キ	

項目	基準	根拠条文	評価
【生活支援型訪問サービス】 6 サービス費用算定に関する基準			
項目	基準	根拠条文	評価
1 第1号事業に要する費用の額	① 第1号事業に要する費用の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める1単位の単価に、別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。 一 生活支援型訪問サービス（総合事業実施要綱第4条第1号ア（イ）に規定する生活支援型訪問サービスをいう。以下同じ。） 10円 ア 生活支援型訪問サービス費 232単位 ② 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 ③ 利用者に対して、生活支援型訪問サービス事業所（宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第45号。以下「指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱」という。）第4条第1項に規定する生活支援型訪問サービス事業所をいう。以下同じ。）の生活支援型訪問サービス従業者（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第6条第1項に規定する生活支援型訪問サービス従業者をいう。以下同じ。）が生活支援型訪問サービスを行った場合に、1週に2回を限度として所定単位数を算定する。	平29字告47第2条 平29字告47第2条別表(3)	
2 高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める基準第2号に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平29字告47第2条別表(3)注2	
3 業務継続計画未策定減算	厚生労働大臣が定める基準第2号の2に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平29字告47第2条別表(3)注3	
4 事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合の減算	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下この項において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、厚生労働大臣が定める基準第3号の2に規定する基準に該当する事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。	平29字告47第2条別表(3)注4	
5 中山間地域等における小規模事業所加算	辺地(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地をいう。以下同じ。)に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下であつて、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所(その一部として使用される事務所が当該辺地に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の生活支援型訪問サービス従業者がサービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。	平29字告47第2条別表(3)注5	
6 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所の従業者が、辺地に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。次号において同じ。)を越えて、サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。	平29字告47第2条別表(3)注6	

項目	基準	根拠条文	評価
7 サービス種類相互の算定関係	① 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、訪問介護相当サービス又は住民主体型生活支援事業を受けている間は、生活支援型訪問サービス費は、算定しない。	平29宇告47第2条別表(3) 注7	
	② 利用者が1の生活支援型訪問サービス事業所においてサービスを受けている間は、当該事業所以外の生活支援型訪問サービス事業所がサービスを行った場合に、生活支援型訪問サービス費は、算定しない。	平29宇告47第2条別表(3) 注8	
8 初回加算	事業所において、新規に生活支援型訪問サービス個別計画（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第40条第2号に規定する生活支援型訪問サービス個別計画をいう。）を作成した利用者に対して、訪問事業責任者（指定生活支援型訪問サービス等基準等要綱第6条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合又は当該事業所のその他の従業者が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき200単位を加算する。	平29宇告47第2条別表(3) イ	
9 介護職員等処遇改善相当加算	厚生労働大臣が定める基準第130号において準用する第48号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定生活支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次の各号に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善相当加算(Ⅰ)イ 63単位 (2) 介護職員等処遇改善相当加算(Ⅰ)ロ 67単位 (3) 介護職員等処遇改善相当加算(Ⅱ)イ 58単位 (4) 介護職員等処遇改善相当加算(Ⅱ)ロ 62単位 (5) 介護職員等処遇改善相当加算(Ⅲ) 48単位 (6) 介護職員等処遇改善相当加算(Ⅳ) 39単位	平29宇告47第2条別表(3) ウ	

注1 本自主点検表は、自主点検用として作成しているものであるため、指定基準・算定基準にかかる全ての法令等を網羅したものではありません。

注2 記載されている法令等の条文は、語句を省略するなどの修正を加えている箇所があるため、原文通りではありません。

注3 法令・基準等については、厚生労働省発出のもの等で確認すること。